

マイホーム借上げ制度のご案内

あなたの空き家を

マイホーム

有効活用しませんか？



栃木県住生活支援協議会

栃木県住生活支援協議会は、県民一人ひとりが真に豊かさを実感できる住生活を実現していくため、栃木県、一部の市町、不動産関係団体、居住支援団体等による協力体制を構築し、住宅セーフティネットの機能向上及び世帯構成に応じた住み替えの推進等を図っていくことを目的に活動を行う協議会です。

「マイホーム借上げ制度」について

一般社団法人 移住・住みかえ支援機構 (JTI) の「マイホーム借上げ制度」は、シニアの皆さま (50 歳以上) のマイホームを最長で終身にわたって借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証するものです。これにより自宅を売却することなく、住みかえや老後の資金として活用することができます。

◆ 「マイホーム借上げ制度」の特徴 ……………

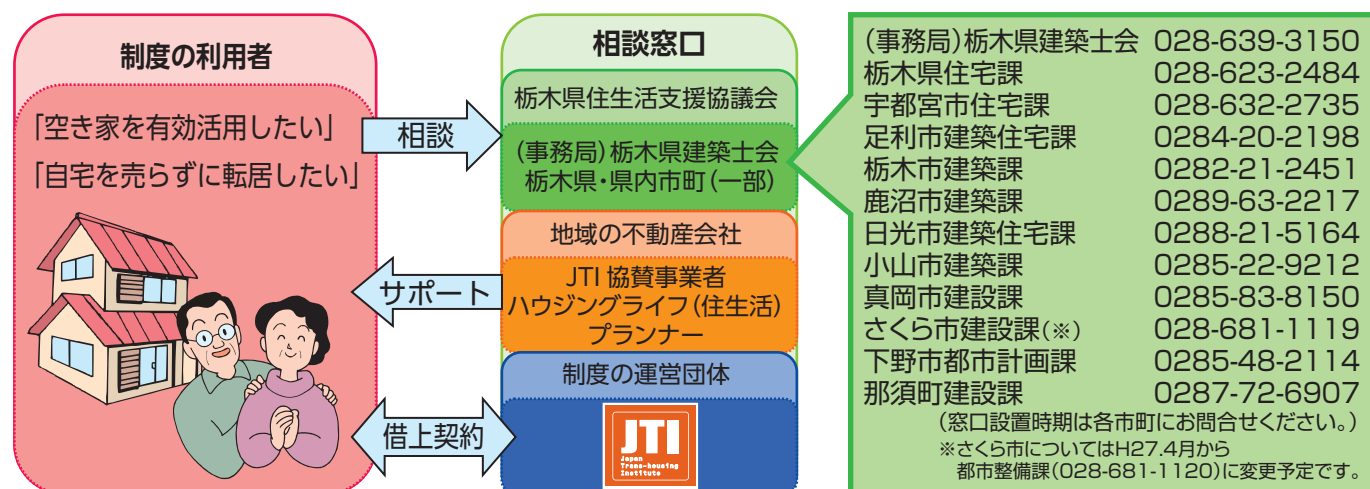
- ✓ 借り手がつかない時も最低賃料を保証。(※)
しかも終身まで借上げます。 ※1人目の入居者決定以降となります。
- ✓ 入居者とは3年の定期借家契約だから
再び家に戻ることできます。
- ✓ JTIが制度利用者に代わり責任を持って
転貸します。

◆ 制度利用の主な条件 ……………

- ✓ 日本国内に住宅をお持ちの50歳以上の方
- ✓ 住宅に一定の耐震性が確保されていること

◆ 栃木県住生活支援協議会の制度の活用……………

◎ 「マイホーム借上げ制度」の概要については、当協議会事務局 (栃木県建築士会)、一部の市町窓口、栃木県住宅課、もしくは JTI へお問合せください。



◎制度の詳細については、マイホーム借上げ制度の運営団体である下記へお問合せください。



一般社団法人 移住・住みかえ支援機構 (JIT)

電話：03-5211-0757 ※午前9時～午後5時(祝祭日を除く)

住所：東京都千代田区平河町 1-7-20 平河町辻田ビル5F ホームページ：<http://www.jt-i.jp>